

平成 26 年度第 1 回いはらっこの子育て支援会議議事録

開催日時：平成 26 年 7 月 4 日 14 時～17 時 30 分

開催場所：市原市役所 議会棟 1 階 第 4 委員会室

出席委員：深谷委員、相川委員、西川委員、西村委員、嶋澤委員、宇野委員、荻野委員、石井委員、鴫田委員、押元委員、伊藤委員、東樹委員、大久保委員、川島委員、松山委員、地引委員（16 名出席）

事務局：子育て支援部 佐藤部長、渡邊次長

子ども福祉課：鈴木課長、中島係長、引田主任、南雲主事

保育課：三原課長、深山係長、吉田主事

傍聴者：4 名

議題

(1) 子ども・子育て支援新制度施行に伴い制定が必要な条例について

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

④保育の必要性の認定基準や保育必要量、優先利用等について

(2) 子ども・子育て支援事業計画について

①子ども・子育て支援事業計画骨子について

②教育・保育提供区域について

③「量の見込み」について

その他

(1) 今後のスケジュールについて

会議経過

【配布資料】

| | |
|-------|--|
| 会議次第 | |
| 資料1 | 法体系の整理 |
| 資料2 | 子ども・子育て支援法における給付・事業の種類 |
| 資料3-1 | 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 資料3-2 | 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） |
| 資料4-1 | 市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 資料4-2 | 市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） |
| 資料5-1 | 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 資料5-2 | 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） |
| 資料6 | 保育の必要性の認定基準や保育の必要量、優先利用等について |
| 資料7 | 市原市子ども・子育て支援事業計画 骨子案 |
| 資料7-1 | 待機児童対策に係る施設整備方針について |
| 資料8 | 教育・保育提供区域の設定について（定義等） |
| 資料8-1 | 教育・保育提供区域の設定について（留意点等） |
| 資料9 | 「量の見込み」について |

1. 委嘱状の交付

| | |
|----|---------------------------|
| 部長 | 小出委員の後任として、鴫田委員に委嘱状を交付した。 |
|----|---------------------------|

2. 開会

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開会宣言 （規定に基づき、1/2以上委員の出席。会議の成立を報告。 21名中16名出席） ・ 事務局紹介 ・ 資料確認 |
|-----|---|

3. 傍聴人入室

| | |
|-----|---|
| | 傍聴人が入室 |
| 事務局 | 傍聴人の皆様におかれましては、傍聴要領に基づき、傍聴していただきますようお願いいたします。 |

4. 会長挨拶

| | |
|----|--|
| 会長 | 市原市社会福祉協議会の会長の深谷でございます。本日は、各種条例案ができ、計画案も策定する必要がありその骨格を事務局から示すとのことです。本日、議題が多くあり、長丁場になりますが、次代の子ども達のため、検討をよろしく申し上げます。 |
|----|--|

5. 議事録の確定方法について

| | |
|----|---|
| 会長 | 議事録の確定方法につきましては、あらかじめ指名された委員等による承認とします。本日の会議に関わる議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は西川委員、地引委員を指名いたします。よろしく申し上げます。 |
|----|---|

6. 議題

(1) 子ども・子育て支援新制度施行に伴い制定が必要な条例について

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について

| | |
|-----|--|
| 会長 | (1) ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>資料1 法体系の整備</p> <p>資料2 子ども子育て支援法における給付・事業の類型により、新制度の全体像を説明。</p> <p>資料3-1 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について</p> <p>資料3-2 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)により、条例(案)の概要、制定の根拠、国の示す基準と同様の基準とすることを説明。</p> |
| 会長 | 事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。 |
| 会長 | 特に、質疑、意見等がないようなので、(1) ①の審議を終了します。 |

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

| | |
|-----|--|
| 会長 | 事務局は、（１）②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、ご説明ください。 |
| 事務局 | <p>資料 4-1 市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について</p> <p>資料 4-2 市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>により、条例（案）の概要、制定の根拠、国の示す基準と同様の基準とすることを説明。</p> |
| 会長 | 事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。 |
| 委員 | 小規模保育事業B型を行う事業者は、既存施設（認可外保育施設等）の移行を求めるものか、新たな参入を望むものなのか。 |
| 事務局 | 既存からの移行、新規参入のどちらも視野にいれています。 |
| 委員 | 認定を市が行うことになるとのことですが、今後は、市が監査に来るのですか。 |
| 事務局 | 原則、市が行います。 |
| 委員 | 市の基準を満たしている（1日4時間以上、かつ月15日以上）の就労）ような働く人だけではなく、その基準には満たないが様々な理由で預けたいという人をひろいあげようとしている条例（案）になっていますか（そうした人達もすくいあげてほしいです）。 |
| 事務局 | ここで示している新制度における事業は、待機児童対策であり、保育の必要性があると認定された子どもを対象としております。 |
| 委員 | 本条例（案）を見ると保育室や遊戯室等の面積基準は厳しいといえます。これらを満たすためには、結果的に定員を少なくするということにもなりかねないがその理解で良いでしょうか。 |
| 事務局 | 事業の運営費に対する公的な財政支援が行われますことから、量的拡充だけではなく、質の確保・拡充を求めるものとなっております。基準を満たすために、定員を変更することも考えられます。 |
| 委員 | 居宅訪問型事業は、設備等の詳細の規定（条項）を設けないようですが、一般家庭とサービス事業所のどちらを想定しますか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 事業所ではなく、一般家庭を想定しています。集団での保育が困難な子ども等が対象であり、その子どもの家庭で保育することとしています。 |
| 委員 | 資料4-2 P13 第4章居宅訪問型事業第39条において、「家庭的保育者1人が保育することのできる乳幼児の数は、1人とする。」となっていますが、1人当たり1人という理解で良いでしょうか。 |
| 事務局 | これは国の府省令で従うべき基準に当たります。 原則1対1です。 |
| 委員 | 居宅訪問型事業は閉鎖的になりがちです。何かあった場合の責任の所在はどうなるのでしょうか。 |
| 事務局 | 市でも昨今の関連する事故や事件がクローズアップされていることは承知しています。現在、国もそれらを踏まえた検討を始めております。市においても今後も引き続き検討していきたいと考えます。 |
| 委員 | 現在、既にインターネットを活用したベビーシッターの登録・派遣事業は始まっています。今後もこうした事業者は増えていくと想定される中、これら既に始まっているサービスに関する細かい規程も市が決めていくのですか。もしくは、ベビーシッター派遣事業については、この条例（案）に既に当てはまっているのですか。 |
| 事務局 | 2号・3号認定の子どもを対象にしているものについては、本条例（案）に該当し、市の認定が必要となります。 この条例（案）は、地域型保育事業の各事業の基準を定めるものであり、ベビーシッターの派遣は別のこととなります。 |
| 委員 | 資料2の給付の種別にある地域型保育給付も市が担当するのですか。 |
| 事務局 | 地域型保育事業については、市は事業の認可、地域型保育給付費の対象事業として適当であるかの確認事務を担当することとなります。 また、これらの事業を市以外の事業者による確保が困難な場合は、市が事業主体として事業展開することも想定されます。 |
| 委員 | 資料2の給付又は事業の中に、地域子ども・子育て支援事業の中に、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とあるが、どのようなものを想定されていますか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 現状では、国から事業の詳細が示されておりませんので、具体的な内容については、未定です。 |
| 委員 | 時間の融通がきいて、金額の安価なところにニーズが集まると思うが、縛りがなくなることの危険性もでてくると想定されます。認可については重要であると考えます。 |
| 事務局 | 給付の割合、利用者負担等の議論はこれから詰めて参りますが、その上で、安全性は重要と認識しています。 |
| 委員 | 安全性は大事ですが、だからといって規則で縛ってしまうと、子どもが活動しにくい施設になったり、働く人達が勤務しにくい環境になったりしてしまいます。また、これらにはお金がかかります。 市の予算も逼迫しているのは理解していますが、自由で安全な子どもの育成の場づくりの重要性を加味して、まずは、必要な予算を確保する努力をお願いしたい。その後で、具体的にどのようなしていくかを考えていくのが建設的だと思います。 |
| 事務局 | 安全性の視点は今後も考慮して参ります。 |
| 委員 | 安全性という視点でいうと、子どもを見守るネットワークづくりが必要だと考えます。ベビーシッターの事業者の事件も含め、家庭での虐待問題等は、児童相談所や千葉県子ども・若者支援協議会等も含めて、情報交換し、子どもが犠牲にならないように仕組みをつくっていくことは重要と考えます。例えば、保健センターで3歳児検診に来ない家庭に関して情報共有していくなどが重要と考えられます。 |
| 委員 | 例えば、ベビーシッター派遣事業において、国や市で推薦できる優良事業者を参考にモデル化してはいかがでしょうか。 |
| 事務局 | 子どもの安全面については、計画書でも言及していき、盛り込んだ形で提案したいと考えます。 ベビーシッターのモデル化（システム化）は現況の仕組みの中では難しい。家庭で選択してもらえないと考えます。 |
| 委員 | 自治体側で、こうした事業者やそこで働く方々に向けて、研修の仕組みを構築してはいかがでしょうか。有益であると考えます。 |
| 事務局 | 家庭的保育者については、市長が行う研修を受けなければいけないという規定がありますので、研修を修了した人のみが、事業に従事できることとなっています。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>だれにも目が届かないため、心配が多いのだと思います。ガラス張りにすることは目標ですが、市がきちんと見ていくという姿勢が重要と考えます。法律で開示しなさいとなると、却って隠そうとしてしまいがちです。</p> <p>そうした意味でもまずは、予算を獲得し、具体的な仕組みを考えていく必要があると思います。</p> |
| 会長 | <p>多くの質疑、意見をいただきました。ここで（１）②の審議を終了します。</p> |

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>続いて、事務局は、（１）③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、ご説明ください。</p> |
| 事務局 | <p>資料5-1 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について</p> <p>資料5-2 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>により、条例（案）の概要、制定の根拠、国の示す基準と同様の基準とすることを説明。</p> |
| 会長 | <p>事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>保育園や幼稚園であれば延長保育を行っていただいていますか、学童保育は延長に対応してもらえる制度になっていますか。特に母親が就労している場合18時に子どもを迎えに行くことが非常に難しい場合は多いと思います。</p> <p>例えば、子どもが幼稚園に通っていたときは延長が可能で夕方も勤務できたが、小学校入学と同時に、放課後児童健全育成事業（以下、学童という）を利用しない（できない）場合は、夕方の勤務が難しくなる保護者もでてきます。（小一の壁）。</p> |
| 事務局 | <p>夕方の対応については、今後、検討します。</p> |
| 委員 | <p>全て予算に直結していると思います。子ども・子育てに配分してほしいです。そうしないといつまでも検討から実行に移せないと思います。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 今回お示ししている条例（案）は、市が実施する学童の事業について定めたものではなく、学童に関する事業へ参画したい人向けに認可基準を定めたものです。市が学童事業を行う場合は、この基準以上の内容で実施することとなります。 |
| 委員 | 学童事業に参画する事業者が、例えば 19 時まで預かりますということなどを独自で決めてよいということですか。 |
| 事務局 | その通りです。但し、決定に当たってはある程度市も関与して決めていきます。 |
| 委員 | これまで学童は母子家庭等、利用できる家庭について優先順位が存在しておりますが、今回の制度を機に、親は事業者と直接契約するという理解でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | 基本的に保護者の選択となります。但し、指導監督は市が行います。事業者側が全く自由にできるというわけではありません。 |
| 委員 | 昨年のニーズ調査の結果として学童のニーズは、市が想定するよりも多かったですか、少なかったですか。 |
| 事務局 | 手元にデータがないため即答ができませんが、今後の計画策定の中で、そのあたりも整理していきます。 |
| 委員 | 学童については、様々な理由で子どもを学童に入れない人はいます。平日は良いが、夏休みは特に預ける人がいないため困っている人が多いと思います。どこまで市が考えているのか曖昧な部分があると思います。民間事業者に任せた時に、市がおっしゃっている放課後児童健全育成事業の「健全育成」が成立するのか不安に思います。 |
| 事務局 | 学童については、現実的に市だけでは対応できないことも多い。もっと地域も協力していただきたいと考えています。そこで解決できることが多いのではと考えます。 |
| 委員 | 学童について課題があることをよく理解しました。市が予算をつけることが難しく民間活力を導入し、競争原理を求めていくという考えも理解できます。我々幼稚園を経営する者も、学童保育事業について対応できないかを内部で話題にしていきたいと思います。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>学童については、申請が煩雑であったり、希望する場所に全員が入れなかったりするなどの課題は多いです。家庭の事情もそれぞれでありそれらも影響しています。但し、核家族になり、親族等にみてもらえることなどが現実的でなくなっている中、もう少し力を注いでほしいです。</p> |
| 委員 | <p>地域の関連する社会福祉法人、NPO、社団法人があるため、協力はできると思います。</p> |
| 委員 | <p>市原市は、学童事業については、各小学校内に施設を整備し、事業展開しています。他県と比較してもその仕組みが優れていると評価できます。平日の仕組みは崩さない方がいいと思います。但し、夏休みなどの短期間の預かりについては、保護者が送迎することが基本になっているため、空いている施設について市が情報提供を行うということはできるのではないのでしょうか。</p> <p>本条例ができたメリットとデメリットがあると思います。そのため、市が行うこれまで行ってきた学童事業の仕組みと、事業者へ認可を行うための仕組み（条例等）について枠を分けて説明する必要があります。</p> |
| 事務局 | <p>市が行うものと、これから民間の参入を求め、認可していくものとは別であると認識しています。</p> |
| 委員 | <p>学童については、少ない指導員で多くの子どもをみてくださっています。昨今その中に、一目見ただけでは判断しにくいものの、ケアが必要な発達障害の子どももいます。そうした子どもは、集団の中で過ごすことはとても難しい。このため、研修等を行い、指導員を増やす試みを進めてほしいです。</p> |
| 事務局 | <p>夏休み等の学童の短期間利用について、保護者の送迎を前提に、学区外も含めて紹介サービスは始めています。</p> <p>指導者の基準等については、これからは市は現在の仕組みをベースにして進めますので、サービスが上がることはあっても今よりも下がることはないとお考え下さい。研修等については、今後一層充実が図れると考えております。</p> |
| 委員 | <p>学童については、現況の保育所の運営時間に近い内容で運営してもらえることを望みます。保育コーディネータや学童の窓口で情報提供を行うことを進めてほしいです。</p> <p>また、様々な人が子どもを預けたいと思うぐらいに高・低学年それぞれに対応したカリキュラムの内容の質を向上させてほしいです。</p> |
| 委員 | <p>核家族化が進み、PTAや子供会も活動が消極化し、地域の中のそれぞれの繋がりは弱くなってきていることが事実だと思う。地域の中で子育てする環境としての安心感は少ない。横の繋がりをもってうまく子どもを育てていくことは重要なことだと思います。</p> |
| 会長 | <p>(1) ③の審議を終了します。</p> |

④保育の必要性の認定基準や保育必要量、優先利用等について

| | |
|-----|---|
| 会長 | 事務局は、（１）④保育の必要性の認定基準や保育必要量、優先利用等について、ご説明ください。 |
| 事務局 | 資料6 保育の必要性の認定基準や保育の必要量、優先利用等について により、保育の必要性の認定基準や今後制定が必要となる規則等について説明。 |
| 会長 | 特に、質疑、意見等がないようなので、（１）④の審議を終了します。ここで、5分間の休憩に入ります。 |

（２）子ども・子育て支援事業計画について

①子ども・子育て支援事業計画骨子について

| | |
|-----|--|
| 会長 | 事務局は、（２）①子ども・子育て支援事業計画骨子について、ご説明ください。 |
| 事務局 | 資料7 市原市子ども・子育て支援事業計画 骨子案 資料7-1 待機児童対策に係る施設整備方針について により、事業計画の構成や必須掲載事項と任意掲載事項、現行の子育て支援に関する計画「次世代育成支援行動計画」を踏襲し、今回の事業計画を策定していくこと等を説明。 |
| 委員 | 6月に市原市内で子どもの連れ去り未遂事件がありました。登下校の安全確保について支援を追加してほしいです。 |
| 事務局 | 資料7 骨子案の計画書3章「施策の展開」の中にどのような形で盛り込むことができるか、検討してまいります。 |
| 委員 | 少子化対策について、市の取組について、明確な情報が伝わってこないと思います。もっと情報公開をしていただきたいと思います。例えば、昨今、産婦人科の医師に聞くと、若い世代の中絶が多いとのこと。命に関する教育も重要と感じています。 |
| 事務局 | 市では、少子化対策についてまとめた計画等はないというのが実情です。今後、国からも示されると考えられるため、市としてもまとめていきたいと考えています。また、直接的な施策は行っておりませんが、子育て支援や教育分野という視点で少子化対策の一環を担っていると考えます。 |

| | |
|----|---|
| 委員 | 少子化対策は重要と考えます。成果を出している自治体に学び、市原市として、行動に移して行ってほしいです。 |
| 会長 | (2) ①の審議を終了します。 |

②教育・保育提供区域について

| | |
|-----|---|
| 会長 | 事務局は、(2) ②教育・保育提供区域について、ご説明ください。 |
| 事務局 | 資料8 教育・保育提供区域の設定について(定義等) 資料8-1 教育・保育提供区域の設定について(留意点等) により、支所所管区域(10区域)を教育・保育提供区域の基本とすることを説明。 |
| 委員 | 事業によっては、教育・保育提供区域別に行うことが難しいものもあると思いますがどのように考えていらっしゃいますか。 |
| 事務局 | 区域別にニーズ対応するものと、区域に関係なく必要な人に行う事業とは区別して提供していきます。 |
| 会長 | 特に他に質疑、意見がないようなので、(2) ②の審議を終了します。 |

③「量の見込み」について

| | |
|-----|--|
| 会長 | 事務局は、③「量の見込み」について、ご説明ください。 |
| 事務局 | 資料9 「量の見込み」について により、量の見込みの算出方法や育児休業や教育保育の利用開始希望時期の反映による量の見込みの補正、保育認定における下限時間を60時間とすることを説明。 「その他」として、今後のスケジュールについて説明 |
| 委員 | 資料9 「量の見込み」についてP6「推計の補正①育児休業」において、育児休業中に保育所の利用ニーズが全くないとはいいきれないと思うのですが、どのように考えればよいでしょうか。 |
| 事務局 | 育児休業してニーズがないと仮定して分析を進めても、例えば、子どもが1歳になったら復帰したいという人の意向はニーズ量に反映されます。 |

| | |
|----|---|
| 会長 | <p>本日は、活発に質疑応答がなされました。ご協力ありがとうございました。事務局では、本日いただいた意見についても掌握し、今後の作業を進めていただきたい。</p> |
|----|---|

7. その他

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>今後の会議も、平日に開催されるのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>今回も日程調整段階では、土日も含んで検討いたしましたが、結果的に、平日になってしまいました。次回も日程調整については、土日を含めて検討して参ります。</p> |

8. 閉会

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>長時間にわたりご審議をいただきありがとうございます。</p> <p>皆様の貴重なご意見・ご提言を反映しながら新制度への対応を進めてまいります。</p> <p>本日ご審議いただきました内容につきましては、ご了承をいただきましたので、条例制定の事務等を進めてまいります。</p> <p>・閉会宣言</p> |
|-----|---|